（労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部改正）

第二　平成十八年金融庁厚生労働省告示第四号（労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に、「から第七号の二まで」を「から第八号まで」に改め、同条第二号の二中「第一条第七号の二」を「第一条第八号」に改める。

第二条第一号中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に、「から第七号の二まで」を「から第八号まで」に改め、同条第二号の二中「第二条第七号の二」を「第二条第八号」に改める。

（労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件の一部改正）

第三　平成十八年金融庁厚生労働省告示第五号（労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改める。

○金融庁・農林水産省告示第五号

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第三項第七号、第八十七条第四項第七号及び第九十三条第二項第七号並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）第三条第一項第四号の規定に基づき、平成十八年三月三十一日金融庁農林水産省告示第二号（水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件）の一部を次のように改正し、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

平成二十三年九月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　鹿野　道彦

第一条第十号を次のように改める。

十　独立行政法人勤労者退職金共済機構

第二条第一号中「第一号にあっては、」を「同条第一号に掲げる者にあっては」に、「に限る」を「、前条第十号に掲げる者にあっては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る」に改め、チをリとし、ロからトまでをハからチまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第三条第一項

第四条中「からチまで」を「からリまで」に改め、同条の次に次の附則を加える。

附　則

中小企業退職金共済法附則第二条第一項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という。）が同項に規定する業務を行う場合における漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合による勤労者退職金共済機構の業務の代理についての第二条第一号の規定の適用については、同号中「に限る」とあるのは、「及び同法附則第二条第一項に規定する業務（同項第二号に掲げる業務のうち独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）附則第四条第二項第四号に掲げる業務を除く。）に限る」とする。

○金融庁・農林水産省告示第六号

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第六項第八号及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）第六条第一項第四号の規定に基づき、平成十八年三月三十一日金融庁農林水産省告示第九号（農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件）の一部を次のように改正し、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。

平成二十三年九月三十日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　鹿野　道彦

第一条第一号ヌを次のように改める。

ヌ　独立行政法人勤労者退職金共済機構

第二条第一号中「あっては、」を「掲げる者にあっては」に、「に限る」を「、前条第一号ヌに掲げる者にあっては中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十条第二項第一号に掲げる業務に限る」に改め、チをリとし、ロからトまでをハからチまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第三条第一項

第四条中「からチまで」を「からリまで」に改める。

附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　中小企業退職金共済法附則第二条第一項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という。）が同項に規定する業務を行う場合における農業協同組合及び農業協同組合連合会による勤労者退職金共済機構の業務の代理についての第二条第一号の規定の適用については、同号中「に限る」とあるのは、「及び同法附則第二条第一項に規定する業務（同項第二号に掲げる業務のうち独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）附則第四条第二項第四号に掲げる業務を除く。）に限る」とする。

○消費者庁告示第十号

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第五十一号）の施行に伴い、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第一項及び同条第二項の規定に基づき内閣総理大臣が食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の施行に伴う消費者庁関係告示の整備に関する告示を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十三年九月三十日

消費者庁長官　福嶋　浩彦

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の施行に伴う消費者庁関係告示の整備に関する告示

第一条　加工食品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第五百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ及び第四条の二第五項第四号中「第3項」を「第4項」に改める。

（トマト加工品品質表示基準の一部改正）

第二条　トマト加工品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号アの(イ)中「第3項」を「第4項」に改める。

（にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準の一部改正）

第三条　にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号イ中「第3項」を「第4項」に改める。